

令和6年度八尾市自治振興委員会 4月幹事会案件概要

No.	依頼内容	依頼案件の種類	担当課	依頼案件内容			
				1. 事業の目的	2. 内容	3. その他	4. 問合せ先
	市長あいさつ				市長あいさつがありました。		
	幹事紹介				幹事紹介がありました。		
	令和6年度八尾市定期人事異動に伴う職員の紹介(コミュニティ政策推進課、出張所職員分)				コミュニティ政策推進課及び関係機関の人事異動に伴う職員の紹介がありました。	※別途資料参照	
	役員改選				役員改選がありました。		
【依頼事項等】							
1	家庭用指定袋の配送先(組・班長等)の確認について	自治振興委員のみ	循環型社会推進課	令和6年度前期家庭用指定袋(令和6年10月～令和7年3月の半年分)の配付における配送先調査の依頼を目的としています。	令和6年度、前期家庭用指定袋(令和6年10月から令和7年3月までの半年分)の配付における配送先の調査を依頼します。		循環型社会推進課 TEL:072-924-3866/FAX:072-923-7135 Eメール:junkan@city.yao.osaka.jp
2	ごみ減量推進員の委嘱について	自治振興委員のみ	循環型社会推進課	ごみ減量推進員の委嘱についての連絡を目的としています。	ごみ減量推進員は、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするを目的に、平成3年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の改正により創設されました。八尾市では、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、各地域からのご推薦によって、平成21年度から委嘱しています。	[ごみ減量推進員の主な活動] 地域における分別・適正排出の啓発 地域における課題の把握と行政への橋渡し ごみ減量・資源化施策の普及・啓発 など	循環型社会推進課 TEL:072-924-3866/FAX:072-923-7135 Eメール:junkan@city.yao.osaka.jp
【3. チラシ回覧依頼】							
(1)	大阪市民共済の加入促進について	チラシ回覧		令和6年度上半期の普及推進業務委託にかかるお願いです。	例年、委託契約に基づき年に2回、商品紹介などのチラシ回覧をお願いしております。今年度の1回目は、新コープのケガ保険について回覧をお願いします。		大阪市民共済生活協同組合 TEL:0120-866-844
(2)	乳幼児・介護等によるおむつ等を必要とする方々への可燃調整袋の配付について	チラシ回覧	循環型社会推進課	おむつ等を捨てるための可燃袋について、乳幼児や介護等が必要な方々への情報提供を目的としています。	世帯人数による調整分とは別に、乳幼児や介護等でおむつ等を捨てる方々へ可燃袋を追加配付するため、追加配付する人数の追加、変更について循環型社会推進課への連絡を依頼。		循環型社会推進課 TEL:072-924-3866/FAX:072-923-7135 Eメール:junkan@city.yao.osaka.jp

令和6年度八尾市自治振興委員会 4月幹事会案件概要

No.	依頼内容	依頼案件の種類	担当課	依頼案件内容			
				1. 事業の目的	2. 内容	3. その他	4. 問合せ先
【4. その他】							
	八尾市地区集会所整備補助金交付事業及び八尾市地区集会所家賃等補助金交付事業について	自治振興委員のみ	コミュニティ政策推進課	自治活動の拠点整備の推進と活発な市民活動の促進を図り、もって市民福祉の向上発展に寄与することを目的とする。	①自治会等が実施する地区集会所の整備に対し、補助金を交付する。 ②自治会等が地区集会所の家賃等を負担している場合において、補助金を交付する。	①対象：地区集会所を維持管理する町会、自治会などの地縁による団体、もしくは集会所を管理運営することを目的に設立された団体。 ②申請時期：4月1日より受付開始。 ※申請区分によって、締切が異なるため注意。 ③申請には条件があるため、申請を検討される団体は、コミュニティ政策推進課まで要事前相談。	コミュニティ政策推進課 TEL：072-924-3827/FAX：072-992-1021 Eメール：com-suishin@city.yao.osaka.jp
【会・団務事項】							
1	令和6年度幹事名簿及び幹事連絡網について				幹事名簿、幹事連絡網を幹事の参考資料として配付します。	※別添資料参照	
2	令和6年度幹事の年間事業日程について				定例の幹事会のほか、幹事の方々にご参加いただく事業についての日程を記載していますので、出席をお願いします。	※別添資料参照	
3	専門委員会の所属について				自治振興委員会では、「組織検討委員会」「地区調整委員会」「財政検討委員会」「うるおい広報委員会」の4つの専門委員会を設置し、それぞれ専門分野の研究・協議を行っています。 会長を除く役員(副会長、会計)は、いずれかの委員会の委員長を務め、役員以外の幹事は、いずれかの委員会に属することになっています。	※別添資料参照	
4	自治振興委員に関する問い合わせに対する対応について				自治振興委員会の取り決めにより、開発行為があった場合には、自治振興委員の氏名、住所、電話番号をお伝えします。また、町会に加入したい、委員に挨拶をしたいとの申し出があった場合は、申出者の情報を自治振興委員へお伝えしますので、ご対応をよろしくお願いいたします。	※別添資料参照	
5	町会加入世帯数(5月1日現在)の確認について				八尾市から八尾市自治振興委員会に対して交付される補助金や委託料の交付額の根拠については、毎年5月1日現在の町会加入世帯数が算出基準となっております。5月1日現在の町会加入世帯数の確認をお願いします。	※別添資料参照	

令和6年度八尾市自治振興委員会 4月幹事会案件概要

No.	依頼内容	依頼案件の種類	担当課	依頼案件内容			
				1. 事業の目的	2. 内容	3. その他	4. 問合せ先
6	令和6年度赤十字活動資金募集（日赤募金）へのご協力について				5月は赤十字運動月間として、全国一斉に日赤募金運動が実施されます。本市の場合、自治振興委員は八尾市赤十字奉仕団分団長を兼務しており、その職務の一環としてご協力をお願いします。	※別添資料参照	
7	令和6年度定期合同総会の運営について				令和5年度以降は改選年度は書面開催、非改選年度は通常開催（対面開催）により実施されることになっており、令和6年度は書面開催にて実施されます。	※別添資料参照	
8. その他							
	大阪市民共済生活協同組合総会の八尾市総代について				大阪市民共済生活協同組合の八尾市総代は、令和5年度から引き続き、15名の幹事となっています。例年6月下旬に開催される大阪市民共済の総代会については、後日同組合から総代の皆様に案内される予定です。		
	幹事弔慰見舞金について				首藤会計より、八尾市自治振興委員会幹事弔慰見舞金内規に基づく会費（年額1,000円）の徴収について説明がありました。未納の幹事の方は、次回幹事会等にて納付をお願いいたします。	※別添資料参照	

住所や電話番号などの個人情報保護が含まれている資料につきましては、外部の者には一切渡さないなど、その取り扱いについてはくれぐれもご注意願います。